

平成28年度 緑区社会福祉協議会事業方針

平成28年1月に横浜市では介護保険法の改正に伴う介護予防・日常生活支援総合事業がスタートしました。4月には生活支援体制の整備を進める生活支援コーディネーターが本会にも配置されることになり、地域ケアプラザ等に配置される生活支援コーディネーターとともに地域包括ケアシステムの基盤となる支えあいの地域づくりを推進していくこととなります。

本会に配置される生活支援コーディネーターには、区域におけるアセスメントやニーズの把握、社会資源の開発・拡充、地域ケアプラザ等に配置される生活支援コーディネーターの情報共有と総合的支援などの役割が期待されます。

これにより区社協と地域ケアプラザ等は、生活支援体制整備事業としての地域支援とともに担う関係になり、これにより区社協の地域支援は、これまでの地域ケアプラザ等との連携からより一体的な取組へと変わります。

本会では、この3年間に取り組んできた「個別支援と地域支援の融合」、「地域ケアプラザとの連携」などの「身近な地域のつながり・支えあい活動推進事業（以下「身近事業」と略）」の実績を基礎に、地域ケアプラザと一体となった地域づくりに取り組んでいきます。

また、あんしんセンター、ボランティアセンター、生活福祉資金貸付、移動情報センターなどの各種事業においても、相談に向き合い、寄り添い、出来る限り相談者の期待を拾い出すとともに、職員で完結することなく、支援機関に結びつけたり、身近な地域で見守り、支援できる環境を作り出していきます。

その環境づくりの柱として、1期、2期の実績をもとに、様々なニーズを受け止める地域の福祉力向上を目指した第3期地域福祉保健計画「みどりのわ・ささえ愛プラン」を区役所、地域ケアプラザと協働して進めていきます。

【28年度の重点項目】

1. 地域住民が地域課題を発見し、解決していく仕組みづくりを推進します

①ご近所の見守りの仕組みづくり

地域のつながりの希薄化に伴い、見えにくくなった福祉課題、地域からの孤立感などは急増し、世帯のSOSは民生委員児童委員、自治会役員などだけでは拾いきれない現状があります。世帯に福祉課題がある時、気づくのはご近所の方を気にかけて下さる「世話焼きさん」と呼ばれる方の存在です。ご近所の見守りの仕組みづくりを地域関係者と進めていきます。

具体的取り組み

住民支え合いマップ研修会・マップ取組モデル実施

②住民同士のたすけあいの仕組みづくり

区役所、地域ケアプラザ、区社協の窓口に依頼に来る前に近隣に相談できる場所がほしいという声から地区ボランティアセンターは現在3地区で運営され活躍しています。ゴミ出しや庭の草とりなど、ちょっとした困りごとを地域で解決したり、支援機関に結びつける地区ボランティアセンターや自治会のたすけあいグループ立ち上げ支援をします。

具体的取り組み

地区ボランティアセンター立ち上げ支援・ちょいボラグループ立ち上げ支援。

③地域の通いの場、居場所の支援、分析

ちょっと立ち寄れる場所が身近にあれば、高齢者・障がい者がそこで相談ができたり、そこで自分自身が役に立てたり、介護予防にもなります。そんな身近な居場所、通いの場が求められています。

すでに、地区で進められている「元気づくりステーション」「サロン活動」等の地域活動の実態を把握し、できるだけ多くの居場所が身近にできるように地域ケアプラザと一体となって支援します。

具体的取り組み

居場所の現状分析・居場所づくり立ち上げ助成の検討

2. 新たな課題に対する解決の仕組みづくり

27年度は、身近事業の取組の中で、課題背景の複雑さから支援主体がないケースに区社協が積極的にかかわり、地域と協働して解決していく事例を増やしてきました。しかし、相談に寄り添う中で、地域ではなかなか解決しづらい難しいケースもあることが認識されています。

そうしたケースを区域で解決するために、区社協自ら担い手養成、仕組みづくりとシルバー人材センター、市民活動団体、NPO等との連携をしていきます。

具体的取り組み

区ボラセンによる生活支援ボランティアの組織化・緑区市民活動支援センターとの連携
生活困窮者への食料や一時給付金などの支援の仕組みづくり・学習支援活動の地区展開

3. 第3期「みどりのわ・ささえ愛プラン」の推進

第3期プランの初年度として各地区の取組を住民に広くPRしていきます。区域計画重点テーマにおいては区社協の役割は大きく、身近な地域での日常的見守り体制づくり、障がい児・者の地域活動参加促進、災害時に支援が円滑にできる仕組みづくり等が期待されています。各分野の様々な機関、当事者と一体的に進めていきます。

具体的取り組み

災害ボランティアセンターの運営体制の確保

自立支援協議会、地域ケアプラザとの連携による障がい者地域参加促進

| I. 身近な地域のつながり・支えあい活動の推進 | |
|---|---|
| 1. ご近所同士の見守り・たすけあいの仕組みづくり | (1)住民支え合いマップ等成功事例に基づく地域支援の展開 (2)モデル地区を選定した地区での住民支え合いマップの導入支援 (3)地域の見守りネットワーク構築支援事業の実施 (4)地区ボランティアセンター等の運営・立ち上げ支援 |
| 2. 制度の狭間で支援主体が見つけない課題への支援・解決の仕組みづくり | (1)一人ひとりの困りごとに向き合う丁寧な相談体制の充実 (2)新しい福祉ニーズへの対応 (3)生活困窮者へのアプローチ |
| 3. 地域ケアプラザとの連携 | (1)地域ケアプラザと一体的な地域支援 (2)所長会への参加 (3)地域交流ＣＯ連絡会の開催および研修会の実施 (4)地域ケア会議への参加 |
| 4. 地区社協の支援 | (1)地区社協分科会の活性化による情報共有や課題検討の推進 (2)地区社協運営支援の強化 (3)新規取組への財源助成による支援 |
| 5. 地域の福祉団体やボランティアを助成する仕組み | (1)共同募金配分事業 (2)年末たすけあい募金配分事業 |
| II. 緑区地域福祉保健計画「みどりのわ・ささえ愛プラン」の推進 | |
| 1. 全体計画の推進 | (1)みどりのわ・ささえ愛プラン推進委員会の開催 (2)みどりのわ・ささえ愛プランのPR強化 |
| 2. 地区別計画推進の支援 | (1)みどりのわ・ささえ愛プラン地区別計画推進委員会の支援 (2)地区別計画推進の支援体制の活性化 |
| 3. 区域計画の推進 | (1)重点テーマに関する取組の推進 |
| III. 幅広い福祉人材育成 | |
| 1. 緑区福祉保健活動拠点の管理・運営 | (1)活動の場の提供を通じた区内の福祉保健活動の活性化 (2)利用者アンケートや調整会議を通じた使いやすい場の実現 (3)施設の維持管理 |
| 2. ボランティア関連事業 | (1)各種媒体を活かしたボランティア情報の発信 (2)ボランティア相談・紹介 (3)地域や区域のニーズに応えるボランティアの育成・支援 (4)趣味やライフスタイルを活かした幅広いボランティア参加の促進 (5)ボランティア交流会（ボランティアカフェ）の開催 (6)地区ボランティアセンターの拡充に向けた支援 |
| 3. 市民活動や区内企業との連携強化 | (1)新たな地域福祉の協力者の開拓 |
| 4. 災害ボランティアの取組 | (1)災害VOCの円滑な運営体制の確保 (2)災害VOCの養成 (3)災害VOC養成講座修了者への継続したフォロー体制 |
| 5. 福祉教育の推進 | (1)小中学校、地域、企業における福祉教育・啓発の実施 (2)区内小中学校で実施される福祉教育への支援 (3)企業からの福祉教育・啓発に関する相談対応 (4)緑ハートバリアフリー実行委員会による福祉教育の実施・メンバーの増強 (5)教員を対象とした福祉研修（市社協と18区社協共催） |
| 6. 善意銀行の運営 | (1)寄付の受入と配分 (2)寄付文化の醸成への取組・預託者増に向けた工夫やPR |

| IV. 福祉ニーズのある方への支援 | |
|---------------------------------|--|
| 1. あんしんセンター事業・ 市民後見人活動支援事業 | (1)日常生活自立支援事業の実施 (2)権利擁護に関する相談を通じた関係機関との連携強化 (3)増加するニーズにも対応した質の高いサービス提供 (4)市民後見人の活動支援 |
| 2. 移動情報センター事業 | (1)相談窓口での相談調整 (2)情報発信と潜在した福祉ニーズの掘り起し (3)移動支援の提供に係る関係機関との連携強化 (4)移動支援の担い手育成の強化 |
| 3. 送迎サービス事業および 横浜市外出支援サービス事業 | (1)外出支援サービスの実施 (2)地域移送サービスの実施 (3)肢体不自由児移送サービス・知的障がい児移送サービスの実施および縮小 (4)送迎・外出支援サービス事業の見直し |
| 4. 生活困窮者等支援 | (1)生活福祉資金貸付事業の実施 (2)区生活支援課と連携した相談支援 (3)貸付後の継続した自立支援 (4)新たな支援策の検討 (5)災害被災者見舞金の交付 |
| 5. 子育て支援に関わる取組 | (1)児童虐待防止に関わる連絡会等への参加 (2)子育て支援連絡会・子育て支援者交流会の開催(3)交通遺児支援 |
| 6. 障がい者福祉関係事業の実施 | (1)みどり障がい児者支援ネットワークの実施 (2)自立支援協議会を通じた支援者の連携体制強化 (3)障がい青年学級を実施するボランティアグループへの支援 (4)障がい児・者支援に関わるボランティアの養成 (5)障がいの理解・啓発の促進 |
| 7. 高齢者福祉関係事業 | (1)敬老訪問の実施 (2)高齢者福祉に係る団体への支援 (3)認知症理解に係る地域活動への協力 |
| V. 会員組織を活かした地域福祉の推進 | |
| 1. 部会・分科会活動 | |
| 2. 会員促進事業 | |
| VI. 運営基盤の強化 | |
| 1. 広報啓発事業 | (1)ITや紙面を用いた広報の充実 (2)緑区社会福祉大会の開催 (3)緑区民まつりへの参加 (4)「ハーモニーみどりふれあいまつり」による福祉活動の啓発 |
| 2. 法人運営 | (1)理事会・監事会・評議員会 (2)委員会活動 (3)苦情解決の対応 (4)情報公開 |
| 3. 各種福祉団体の運営 | 8団体事務の事務局 |

1. 身近な地域のつながり・支えあい活動の推進

【財源】会費・市社協補助金・共同募金・年末たすけあい配分金・福祉事業基金果実・国際障がい者年基金

身近な地域や近隣での見守りやたすけあいなどの福祉活動を促進し、住民同士による「つながり」を活かした生活課題の早期発見・予防・解決の仕組み作りを進めます。また、推進にあたっては「みどりのわ・ささえ愛プラン」との関わりを考えながら、地域団体や地域ケアプラザと連携し、地区特性に応じた支援を展開します。

1. ご近所同士の見守り・たすけあいの仕組みづくり

(1) 住民支え合いマップ等成功事例に基づく地域支援の展開

住民支え合いマップ等の成功事例を取り込みながら、身近な地域での見守り・支えあいの仕組みを推進し、地域課題の早期発見から解決、予防の仕組みづくりを地域及び支援機関と協働で取り組みます。

(2) モデル地区を選定した地区での住民支え合いマップの導入支援

住民支え合いマップ推進にあたり、分科会等の区域での研修会を実施するとともに、複数のモデル地区を選定し、地区別の研修を行うなど具体的な推進支援を行います。

(3) 地域の見守りネットワーク構築支援事業の実施

平成26年度より霧が丘地区・長津田地区で始まった“地域の見守りネットワーク構築支援事業”の推進について引き続き支援を行います。また、みどりのわ・ささえ愛プランに位置付けられていることから、地区支援チームとして地域関係者と協働のうえ、ネットワーク構築を推進します。

(4) 地区ボランティアセンター等の運営・立ち上げ支援

現在3地区社協で展開されている地区ボランティアセンターについて、継続して運営支援を行うとともに、立ち上げ検討地区については必要な情報や、区ボランティアセンターのノウハウ提供など積極的な支援を行います。また単位自治会やご近所同士でのたすけあいグループの把握と活動の支援を行います。

2. 制度の狭間で支援主体が見つげにくい課題への支援・解決の仕組みづくり

(1) 一人ひとりの困りごとに向き合う丁寧な相談体制の充実

気軽に相談したり、身近に支援してもらえないために困っている方について、地域ケアプラザや近隣住民と協力し、困りごとが個人のみならず、地域課題として解決の検討に向かうよう丁寧な支援を行います。

(2) 新しい福祉ニーズへの対応

ゴミ屋敷、ひきこもり、目に見えない障害など、現行の制度に繋がりにくく、孤立しがちな困りごとへの気づきを大切に、地域や関係機関と連携し相談対応に積極的に取り組みます。

(3) 生活困窮者へのアプローチ

①学習支援ボランティアの養成・活動の立ち上げ支援（区生活支援課と共催）

区生活支援課と共催で学習支援ボランティア養成講座を実施し、ボランティアの育成を図るとともに、新たな活動団体を立ち上げるきっかけとします。

②学習支援ボランティアの地区展開

学習支援を行う新たなグループの立ち上げの支援と区内で学習支援を行うグループどうしのつながりづくりや活動支援を行います。

③生活困窮（者）世帯支援の検討

区社協独自の取組として、生活困窮（者）世帯への支援ツール（給付金・食糧支援の仕組み等）の開発検討を行います。

3. 地域ケアプラザとの連携

(1) 地域ケアプラザと一体的な地域支援

身近な福祉に関する相談機関・地域福祉の拠点として位置付けられている地域ケアプラザや地域包括支援センターと連携して、個別課題を把握し、地域課題として地域関係者と協働しながら課題解決を図ります。

また、生活支援体制整備事業としての地域支援においては、地域ケアプラザ等と一体となって、高齢者の閉じこもり防止や介護予防にもなるような、身近な地域で行われている居場所・通いの場・介護予防活動の実態把握と立ち上げ支援を行います。

(2) 所長会への参加

地域ケアプラザ所長会に参加し、区社協事業への協力依頼や「みどりのわ・ささえ愛プラン」に関する情報交換を行い、相互に連携を深めます。

(3) 地域交流コーディネーター連絡会の開催および研修会の実施

地区や区域の情報交換と共有を図るため、地域交流コーディネーター連絡会を実施します（年12回）。また、コーディネーターの共通課題への取組として研修会や勉強会を開催します。

(4) 地域ケア会議への参加

地域関係者と医療・保健・福祉の専門機関が集まり、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備にあたっての課題解決を図るために地域ケアプラザで開催される地域ケア会議について、積極的に参加・協力します。

4. 地区社協の支援

(1) 地区社協分科会の活性化による情報共有や課題検討の推進

分科会でのタイムリーなテーマ検討を通じた情報共有・課題検討の場づくりを推進します。

(2) 地区社協運営支援の強化

地区社協が地域の福祉協議体としての強みを生かして、自治会単位やご近所での見守り・支えあい活動を推進できるよう、必要な研修の実施や役割の明確化など運営強化に

係る支援を積極的に行います。

(3) 新規取組への財源助成による支援

地区社協が中心となって推進する地域課題解決に向けた新たな取組に対して、新規事業立ち上げ助成金など支援体制の充実を図ります。

5. 地域の福祉団体やボランティアを助成する仕組み

(1) 共同募金配分事業

赤い羽根共同募金を財源とする各種福祉団体への助成金について、市域の「よこはまふれあい助成金」と統合し「緑いきいき助成金」として配分します。配分にあたっては透明性を高めるため運営委員会による配分決定を通じ、住民主体で必要な団体への助成を行います。

また、助成団体の活動状況の把握、分析を行うとともに、助成団体からの活動に関する相談にも対応していきます。

(2) 年末たすけあい募金配分事業

地域の皆さんから寄せられた募金をもとに、各地区の要援護者支援事業や高齢者食事サービス団体、地域リハビリ活動団体等に適切な配分を行うことにより、支援が必要な方への地域やボランティアによる支援を進めます。

II. 緑区地域福祉保健計画「みどりのわ・ささえ愛プラン」の推進

【財源】年末たすけあい配分金

1. 全体計画の推進（みどりのわ・ささえ愛プラン事務局としての取組）

*区、地域ケアプラザ・地域包括支援センターと協働事務局

(1) みどりのわ・ささえ愛プラン推進委員会の開催

第3期計画全般の推進について協議、ふりかえりを行う「みどりのわ・ささえ愛プラン」推進委員会を開催します。

(2) みどりのわ・ささえ愛プランのPR強化

第3期計画について、区民により一層の理解・啓発を進めるために、地域活動の紹介動画を作成します。また、冊子・パンフレット・動画など様々な媒体を使った広報やPRイベント「みどりのわ Café」などを行い、住民による地域活動・福祉活動の実践の機運を盛り上げます。

2. 地区別計画推進の支援（みどりのわ・ささえ愛プラン事務局としての取組）

(1) みどりのわ・ささえ愛プラン地区別計画推進委員会の支援

各地区の福祉保健に関する課題解決に向けた地区別計画の推進を支援するとともに、経費の助成（地区別計画推進事業費）を実施します。

(2) 地区別計画推進の支援体制（地区支援チーム）の活性化

地区における取組を住民が主体となって推進していけるよう、区役所・区社協・地域ケアプラザ等で地区ごとの支援チームを構成し、支援チーム会議を開催します（毎月）。

また、チームメンバーの地域支援スキルの向上と連携強化のために、研修及びチームを横断した拡大支援チーム会議を開催します。

3. 区域計画の推進

(1) 重点テーマに関する取組の推進

区域での取組が必要と考えられる6つのテーマ（日常的な見守り体制づくりに関する取組、認知症に関する取組、障がい児・障がい者に関する取組、子ども・子育てに関する取組、災害時に支援が必要な方への取組、健康づくりに関する取組）について、区役所、地域ケアプラザ、区社協の協働で検討、推進していきます。

III. 幅広い福祉人材育成

【財源】会費・区指定管理料・市社協補助金・年末たすけあい配分金・福祉事業基金果実・参加費・寄付金・預金利子

1. 緑区福祉保健活動拠点の管理・運営

(1) 活動の場の提供を通じた区内の福祉保健活動の活性化

区内の福祉保健活動団体への活動の場の提供、利用促進、団体の活動支援を通して区内の福祉保健活動の活性化を図ります。また、拠点利用については部屋の空き情報のタイムリーな提供、利用率の低い部屋・時間帯について活用の検討等利用促進を図ります。

(2) 利用者アンケートや調整会議を通じた使いやすい場の実現

利用者アンケートやご意見箱設置を行い、利用者に使いやすい拠点運営を行うとともに、拠点利用者を対象とした利用調整会議を開催し、拠点利用団体間の交流を図ります（年2回）。また、ご意見箱について、いただいたご意見には迅速に対応し、改善方法を職員会議で検討・実施するとともに、館内掲示します。

(3) 施設の維持管理

老朽化した備品や設備の入替を行います。

2. ボランティア関連事業

(1) 各種媒体を活かしたボランティア情報の発信

ボランティア情報紙の発行（年2回）・タウンニュースへの情報掲載（年12回）・ホームページでのボランティア情報提供（定期的）を行います。

(2) ボランティア相談・紹介

地域ケアプラザをはじめとした地域の身近な福祉の相談機関や区社協の各種事業を通

して把握した個別の生活の困りごとについて、相談者にとって身近なボランティアによる支援を調整し、住民同士の支えあいにつなげます。

(3) 地域や区域のニーズに応えるボランティアの育成・支援

昨今のニーズの個別化が進む背景を踏まえ、地域や区域のボランティア情報やボランティアニーズに基づいて、日常生活支援に関するボランティア養成講座を実施します（日常生活支援ボランティア養成講座・傾聴ボランティア養成講座・手話入門講座等）。

また、講座実施後は、組織化に向けた支援を行います。

(4) 趣味やライフスタイルを活かした幅広いボランティア参加の促進

地域ケアプラザ、地区センター、市民活動支援センター等と連携し、趣味活動等を行う団体に対して、活動内容を活かしたボランティア活動の紹介を行う等、福祉分野のボランティア活動を担ってもらえる人を増やします。

また、区地域振興課、市民活動支援センター「みどりーむ」と共催で地域づくり大学校事業「みどり「ひとまち」スクール」を実施し、参加者の地域活動や福祉分野のボランティア活動参加への橋渡し役を担います。

(5) ボランティア交流会（ボランティアカフェ）の開催

ボランティアセンター登録ボランティアの活動支援・促進を目的に、気軽に参加できるカフェスタイルのボランティア交流会を定期的で開催します。

(6) 地区ボランティアセンターの拡充に向けた支援

各地区のボランティアセンター間での情報交換が可能となるような関係づくりや、これからボランティアセンターを立ち上げようとしている地域の支援を目的として地区社協等関係団体と協力して交流会を実施します。

3. 市民活動や区内民間企業との連携強化

(1) 新たな地域福祉の協力者の開拓

区域全体で活動する NPO や民間企業等を新たな地域福祉の協力者として捉え、情報収集するとともに、積極的に協力体制を進めます。

4. 災害ボランティアの取組

(1) 災害ボランティアセンターの円滑な運営体制の確保

大規模災害発生時における、緑区災害ボランティアセンターの円滑な設置運営を確保すべく検討会を設け、運営体制の強化を図るとともに、平常時より緑区役所や地域関係者、災害ボランティアとの連携を強化します。

(2) 災害ボランティアコーディネーターの養成

災害時に設置される災害ボランティアセンターにて、ボランティア等の調整を行う災害ボランティアコーディネーターの一層の養成と組織化について進めていきます。

(3) 災害ボランティアコーディネーター養成講座修了者への継続したフォロー体制

災害ボランティアコーディネーター養成講座修了者への研修等スキルアップの機会を増やします。

5. 福祉教育・啓発の推進

(1) 小中学校、地域、企業における福祉教育・啓発の実施

地域ケアプラザや地区社協と連携して、区内小中学校や地域、企業における福祉教育・啓発の実態を分析し、地域課題に応じた福祉教育・啓発の企画、提案をします。

(2) 区内小中学校で実施される福祉教育への支援

区内小中学校が福祉教育を取り組む際に生じる講師謝金やその他経費について助成します。

(3) 企業からの福祉教育・啓発に関する相談対応

企業で実施する社員向けの福祉教育・啓発に関する相談に対応し、講師の紹介・派遣、福祉体験機材の貸出等を行い、企業の地域福祉貢献について支援をしていきます。

(4) 緑ハートバリアフリー実行委員会による福祉教育の実施・メンバーの増強

障がい当事者による障がい理解のための啓発ができるよう、緑ハートバリアフリー実行委員会による福祉教育について、関係機関や当事者団体等と連携しメンバーの増強を図ります。

(5) 教員を対象とした福祉研修（市社協と18区社協共催）

福祉教育をどのように進めていくかを共に考え、実際に学校で福祉教育に取り組むためのより効果的な工夫について引き続き市社協および18区社協協働で提案していきます。

6. 善意銀行の運営

(1) 寄付の受入と配分

区民の皆さまから善意銀行へご寄付いただいた金品を、ボランティアセンター運営委員会の審議を経て、区内・地域で小規模な活動をしている団体等に対して、備品の購入・修繕に関する整備費や運営費などとして、地域福祉推進のために適切に配分します。

(2) 寄付文化の醸成への取組・預託者増に向けた工夫やPR

寄付者（団体）に対しては、広報紙等への寄付者（団体）名の掲載や社会福祉大会での表彰を通じて感謝の意を表します。また、区内の寄付・配分に関する広報を通じて、預託者増に向けPRを強化するとともに、寄付文化の醸成を目指していきます。

IV. 福祉ニーズのある方への支援

**【財源】市補助金・区補助金・県社協補助金・市委託料・
区指定管理料・市社協委託料・県社協委託料・
共同募金配分金・年末たすけあい配分金・利用料**

1. あんしんセンター事業・市民後見人活動支援事業

(1) 日常生活自立支援事業の実施

高齢者・障がいの者の金銭管理や預金通帳など財産関係書類預かりサービスを中心とし

た日常生活支援を行います。また、支援にあたっては、区役所、地域ケアプラザ、障がい者後見的支援室「みどりのこかげ」、自立生活アシスタント事業実施機関等の関係機関や地域関係者と連携し、地域課題の発掘・検討へと繋げていきます。

また、権利擁護サポーターによる利用者訪問を合わせて行い、サポーターの気づきを利用者の生活の質の向上につなげます。

(2) 権利擁護に関する相談を通じた関係機関との連携強化

地域ケアプラザをはじめ関係機関や地域関係者と協力し、高齢者や障がい者の権利擁護に関する相談に対応します。

また、あんしんセンター事業促進のため、事業や成年後見制度の説明などを地域や施設等に出張し行います。

(3) 増加するニーズにも対応した質の高いサービス提供

契約者や対応困難ケースの増加に伴い、一層のサービスの質の向上をめざし内部でのカンファレンスの充実など職員体制の強化を図ります。

(4) 市民後見人の活動支援

横浜市市民後見人バンク登録者への継続した活動支援を市あんしんセンター、区役所、地域ケアプラザ、専門職（弁護士・司法書士・行政書士・社会福祉士）等と協力して行います。また、サポートネット分科会を企画・実施し(全体会3回・分科会2回)、バンク登録者のスキルアップを支援します。

2. 移動情報センター事業

(1) 相談窓口での相談調整

移動に支援を必要とする障がい者等に対し、移動支援に関する相談対応やサービス・ボランティアなどの情報提供・調整を行います。相談対応にあたっては、ボランティアセンター、近隣区社協や他区の移動情報センター、学校その他の関係機関との連携を図ります。

対応の難しいケースについては、学校・区役所等関係機関や地域関係者等とケースカンファレンスを行うなど、「移動」支援の提供に留まらない、その世帯の「生活全般」への支援に結び付くようなコーディネートを行います。

(2) 情報発信と潜在した福祉ニーズの掘り起し

① 「緑区移動情報センター通信」の発行（年2回）

関係機関や地域関係団体・ボランティア等に対して、事業や移動支援に関する情報を発信します。

② 出張説明会の実施

個別支援学級や特別支援学校に出張し、先生や保護者向けに事業説明を行うことで、潜在したニーズの掘り起しを行います。

(3) 移動支援の提供に係る関係機関との連携強化

① 移動情報センター推進会議の開催（年5回）

移動情報センターの運営について、情報共有や協議及び連携を図ります。

② 移動支援事業者連絡会の開催（年2回）

移動サービスに係るサービス提供事業者との連絡会を開催し（年2回）、区内における移動サービスのネットワークづくりを促進します。

(4) 移動支援の担い手育成の強化

① 付添ボランティア養成講座の開催

ガイドボランティアやガイドヘルパーなどとして、身近な地域で移動支援に関わる担い手を育成するために、付添ボランティア養成講座を開催します（年2回）。

② 横浜市ガイドボランティア事業における事務取扱の実施

横浜市ガイドボランティア事業における事務取扱を行い、新たな担い手の育成や身近な地域でのボランティアコーディネートを促進します。

3. 送迎サービス事業および横浜市外出支援サービス事業

(1) 外出支援サービスの実施

市社協からの委託により、車イス利用者等の移動困難な介護保険対象者等に、福祉車両等による送迎サービスを実施します。

(2) 地域移送サービスの実施

外出支援サービスの対象とならない移動困難な障がいのある方等を対象に、福祉車両等による送迎サービスを実施します。

(3) 肢体不自由児移送サービス・知的障がい児移送サービスの実施および縮小

区内在住の医療的ケアがない学齢肢体不自由児の移送サービス、ならびに知的障がい児の移送サービスの実施について、新規申請受付を終了します。事業終了時期については調整を図りますが、事業終了後も現在の利用者について不都合のないよう、地域移送サービスをご利用いただくなど調整を図っていきます。

(4) 送迎・外出支援サービス事業の見直し

送迎・外出支援サービス事業について、財源上の課題を踏まえて、他代替サービスの充足を踏まえたうえで事業見直しを図ります。

4. 生活困窮者等支援

(1) 生活福祉資金貸付事業の実施

低所得者や高齢・障がいなどの理由により一時的に資金を貸し付けることを通じて、世帯の自立支援を促進します。

（総合支援資金・福祉資金・教育支援資金・不動産担保型生活支援資金・臨時特例つなぎ資金）

(2) 区生活支援課と連携した相談支援

区生活支援課（生活困窮者自立支援事業に位置づけられた自立支援相談等）と連携して、相談者の生活の立て直しや経済的な自立に向けた支援を行います。支援にあたっては関係機関や地域関係者との連携やNPO法人の行うフードバンクを活用します。

(3) 貸付後の継続した自立支援

民生委員児童委員の協力を得て、借受人の状況を把握する機会を増やすとともに、貸

付長期滞納者への対応を進めていきます。

(4) 新たな支援策の検討

貸付相談を通して、教育支援資金に関する相談世帯や制度につながらない相談世帯に対する支援策を検討します。

(5) 災害被災者見舞金の交付

火災等の災害被災者に、見舞金を交付します。

5. 子育て支援に関わる取組

(1) 児童虐待防止に関する連絡会等への参加

児童虐待防止を目的として区役所が開催する連絡会等に参加し、関係機関との情報・課題共有を図るとともに、社協事業を通じて得た地域課題について発信し、積極的に地域や関係機関の取組へと繋げていきます。

(2) 子育て支援連絡会・子育て支援者交流会の開催

緑区地域子育て支援拠点「いっぽ」・区役所と共催で、区内の子育て支援団体や関係機関と連携を図り、区民が子育てをしやすくなるよう、支援者同士のネットワークづくりを支援します。連絡会（東部ブロック・西部ブロック年4回）、交流会（年2回）開催。

(3) 交通遺児支援（見舞金・激励金の交付）

交通遺児に見舞金や激励金を交付します。

6. 障がい者福祉関係事業の実施

(1) みどり障がい児者支援ネットワークの実施

地域活動ホーム、福祉施設、学校、地域ケアプラザ、NPO 団体や当事者団体の情報交換および区民・関係者への情報発信の場となるよう必要な支援を行います。

(2) 自立支援協議会を通じた支援者の連携体制強化

区内で障がい者支援を行う施設や団体同士の顔の見える関係づくりと、障がい者支援の課題に取り組むため、自立支援協議会の事務局として、区社協の持つ地域のネットワークを活かした連携を進めていきます。

(3) 障がい青年学級を実施するボランティアグループへの支援

作業所等に勤務する障がいのある青年層に対して余暇支援を行うボランティアグループを地域ケアプラザと連携して支援します。

(4) 障がい児・者支援に関わるボランティアの養成

ボランティア講座や教育機関への周知等を介して地域で障がいのある方を支えるボランティアを養成します。

(5) 障がいの理解・啓発の促進

障がいのある人やその家族が地域で安心して暮らせるよう、障がいの理解や啓発に関する講座やイベントを実施します。

7. 高齢者福祉関係事業

(1) 敬老訪問の実施

敬老月間に区社協役員による高齢者福祉施設訪問を行います。

(2) 高齢者福祉に係る団体への支援

高齢者食事サービス団体や高齢者サロン、地区リハビリ団体等への助成を通じた活動支援を行います。

(3) 認知症理解に係る地域活動への協力

地域における認知症サポーター養成講座の開催支援や、養成修了者への働きかけを、地域や地域ケアプラザと協働して行います。

V. 会員組織を活かした地域福祉の推進

【財源】会費・市社協補助金・団体負担金・預金利子

会員組織である強みを生かし、会員間相互の情報交換・連携強化や特定のテーマについての課題検討、並びに「みどりのわ・ささえ愛プラン」区域計画の具体的な取組・活動の推進についての協議を図るために、継続して分科会を開催します。また、会員向け全体研修や分科会の横断開催など、より効果的な分科会運営について検討・推進していきます。

1. 部会・分科会活動

- | | |
|---|--------|
| (1) 福祉施設等分科会 | (年3回) |
| (2) 民生委員児童委員分科会 | (年2回) |
| (3) 地区社会福祉協議会分科会 | (年6回) |
| (4) 地区連合自治会分科会 | (年2回) |
| (5) 障がい福祉当事者団体分科会 | (年4回) |
| (6) ボランティア分科会 | (年10回) |
| (7) NPO等分科会 | (年6回) |
| (8) 福祉団体等分科会 | (年1回) |
| (9) 部会（地域福祉関係団体部会、当事者団体部会、福祉保健教育専門機関部会） | |

2. 会員促進事業

区社協の組織を拡大し、活発な会員活動のために、未加入の福祉関係団体・施設等へ会員加入をすすめていきます。また、本会の活動に協力いただける賛助会員の拡大を図るため、会員のメリットや社協事業の効果的なPRに務めます。

VI. 運営基盤の強化

【財源】会費・市社協補助金・区指定管理料・年末たすけあい配分金・
団体負担金・預金利子

1. 広報啓発事業

(1) ITや紙面を用いた広報の充実

ホームページ(随時更新)や広報紙「社協だよりみどり」の発行(年2回)などにより、社協事業やボランティア情報、地域の福祉活動など福祉情報を提供します。

(2) 緑区社会福祉大会の開催

緑区において社会福祉に功労のあった方又は社会福祉活動に協力援助された個人又は団体に対する顕彰を行います。あわせて福祉活動の啓発や地域の福祉保健活動の推進のために、「みどりのわ・ささえ愛プラン」の推進状況や取組状況を周知します。

(3) 緑区民まつりへの参加

区内の地域ケアプラザと協働し、地域ケアプラザ及び地域包括支援センターのPRを行います。また、ボランティア分科会としてもボランティア活動の啓発を目的に参加します。

(4) 「ハーモニーみどりふれあいまつり」による福祉活動の啓発

ハーモニーみどり内の施設で協力して「ハーモニーみどりふれあいまつり」を実施し、広く社協のPRを行います。また、ボランティア団体、障がい者施設、各種団体の参加協力を得ることで、それぞれの活動の広報啓発の機会となるようにします。

2. 法人運営

社会福祉法の精神に則り、情報公開・個人情報保護制度の運用について、透明性の高い事業経営を行います。

また、財務活動の透明化と経費の節減のため、社会福祉法人新会計基準に基づき、組織および財務活動についても透明性を確保し、信頼ある組織運営に務めます。

(1) 理事会・監事会・評議員会

- ① 理事会 (年4回)
- ② 監事会 (年1回)
- ③ 評議員会 (年4回)

(2) 委員会活動

- ① 緑区社会福祉大会実行委員会 (年2回)
- ② 緑区社会福祉大会顕彰委員会 (年1回)
- ③ ボランティアセンター運営委員会 (年2回)
- ④ 緑いきいき助成金運営委員会 (年2回)

(3) 苦情解決の対応

ご意見箱や窓口等、あらゆる利用者からの“ご意見”・“苦情”を“要望”として受け止め、常に利用者の権利擁護およびサービスの質の向上に務めます。

- ① 迅速な苦情対応および防止策の検討
- ② ご意見箱の設置および意見・回答の館内掲示
- ③ ヒヤリハットの取組推進

(4) 情報公開

法人の定款、事業報告・決算報告、監事監査報告書及び現況報告書等の内容を、区社協ホームページ、広報紙等を活用して広く公開します。

3. 各種福祉団体の運営

各種福祉団体の事務局を担うことにより、団体との連携を進めるとともに、事務の効率化を推進し、各団体の活動を支援します。

- ・神奈川県共同募基金会緑区支会
- ・日本赤十字社神奈川県支部横浜市地区本部緑区地区委員会
- ・緑区保護観察協会
- ・緑区“社会を明るくする運動”推進委員会
- ・緑保護司会
- ・緑区更生保護女性会
- ・緑区戦没者遺族会
- ・神奈川県薬物乱用防止指導員協議会緑区支部